

令和5年度 亜熱帯森林・林業研究会 定期総会

日 時：令和5 年8月25日（金曜日）

場 所： 那覇市 八汐荘

亜熱帯森林・林業研究会

〒905-0012 名護市名護4605-5
沖縄県農林水産部森林資源研究センター内
TEL 0980-52-2091 FAX 0980-53-3305

目次

	ページ
第1号議案 令和4年度事業報告（案）	1
第2号議案 令和4年度決算（案）	1
監査報告	2
第3号議案 令和5年度事業計画（案）	3
第4号議案 令和5年度予算（案）	3
第5号議案 亜熱帯森林・林業研究会会誌 論文査読についての 申し合わせ(案) について	4
第6号議案 会則改正(案) について	4
第7号議案 役員選出（案）	5
別紙1 亜熱帯森林・林業研究会会誌 論文査読についての 申し合わせ(案)	6～8
別紙2 亜熱帯森林・林業研究会会誌執筆要領	9
別紙3 亜熱帯森林・林業研究会会則改正(案)	10～13

第1号議案 令和4年度事業報告(案)

- 1 研究発表会については、コロナウイルス感染症の影響を考慮し、参集形式とオンライン形式の併用により開催した。
- 2 研究発表会のオンライン化に伴い、会誌(研究発表会論文集)はオンライン発行のみとした。
- 3 令和4年10月26～31日に、沖縄コンベンションセンターで開催されたIUFRO 3.08.00 Small-scale Forestry Conference 2022 Okinawaを後援した。

第2号議案 令和4年度決算報告(案)

収入の部

単位:円

科目	予算	決算	差額	備考
会費収入	0	0	0	研究会のオンライン化に伴い会費の徴収なし
繰越金	238,292	238,292	0	
その他収入	2	2	0	預金利息
合計	238,294	238,294	0	

支出の部

単位:円

科目	予算	決算	差額	備考
事務費	50,000	26,635	△23,365	事務費:8,154円、通信費:18,481円
事業費	0	0	0	
研究発表会費	0	0	0	
会誌作成費	0	0	0	
その他事業費	0	0	0	
会議費	0	0	0	
役員会費	0	0	0	
その他会議費	0	0	0	
予備費	188,294	0	△188,294	
合計	238,294	26,635	△211,659	

次年度繰越金 収入－支出＝ 211,659 円

懇親会会計

	収入	支出	差額	
懇談会費	0	0	0	

監査報告書



亜熱帯森林・林業研究会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの決算および出納簿、貯金通帳、関係書類を監査した。

その結果を下記の通り報告する。

記

- 1 監査実施日 : 令和5年5月³¹日(水曜日)
- 2 監査場所 : 沖縄県緑化推進委員会
- 3 監査結果 : 計数は正確であると認められた。

令和5年5月³¹日(水曜日)

監事 生 沢 均 
監事 豊 川 善 隆 

第3号議案 令和5年度事業計画(案)

- 1 研究発表会については、対面開催とする。
(但し、遠隔地の会員等を考慮しWEB開催を併用する。)
- 2 会誌(研究発表会論文集)はWEB上で公開し、行政機関向けと希望する会員のみ紙冊子を配布する。
- 3 令和4年10月26～31日に開催され、研究会として後援したIUFRO 3.08.00
Small-scale Forestry Conference 2022 Okinawaについて、公開シンポジウムの記録を研究会誌特別号として発行する。また、発行は紙冊子(研究会予算対象外)及びWEB上での公開とする。

第4号議案 令和5年度予算(案)

収入の部

単位:円

科 目	予 算	前年度決算	備 考
会費収入	237,500	0	正会員:118人*¥2000 + 準会員:3人*¥500
繰越金	211,659	238,292	
その他収入	2	2	利息:2円
合 計	449,161	238,294	

支出の部

単位:円

科 目	予 算	前年度決算	備 考
事務費	25,000	26,635	会場設営費、消耗品、通信費等
事業費	161,000	0	
研究発表会費	130,000	0	
会誌作成費	30,000	0	オンデマンド印刷A4無線綴じp28表紙のみカラー×60部
その他事業費	1,000	0	
会議費	1,000	0	
役員会費	0	0	
その他会議費	1,000	0	
予備費	262,161	0	
合 計	449,161	26,635	

第5号議案 亜熱帯森林・林業研究会会誌 論文査読についての申し合わせ(案)

査読の趣旨、基本方針、審査者の役割、査読基準等を定める「亜熱帯森林・林業研究会会誌 論文査読についての申し合わせ(案)」を定め、以降、本申し合わせに則り査読を実施し、本研究会の会誌を発行する。

別紙1 亜熱帯森林・林業研究会会誌 論文査読についての申し合わせ (案) 参照

別紙2 亜熱帯森林・林業研究会会誌執筆要領 参照

第6号議案 会則改正(案)

役員に編集委員長の職を設けるにあたり、会則第10条及び第11条を改正する。

別紙3 亜熱帯森林・林業研究会会則改正(案) 参照

第7号議案 役員選出(案) 10期1年目

令和5年度

役職名	氏名	所属・職名	備考
会長	大田 伊久雄	琉球大学農学部教授	
副会長	上 里 均	沖縄県森林組合連合会代表理事専務	職指定
〃	宇地原 健志	沖縄県森林管理課長	職指定
編集委員長	谷 口 真 吾	琉球大学農学部教授	
委員	高 畠 幸 司	東京農業大学地域環境学部客員教授	
〃	亀 山 統 一	琉球大学農学部助教	
〃	高 嶋 敦 史	琉球大学農学部助教	
〃	伊 藤 香 里	沖縄森林管理署長	職指定
〃	川 口 理	沖縄総合事務局林務水産課長補佐	〃
〃	上 里 幸 秀	(一社) 沖縄県森林協会常務理事	〃
〃	金 城 教 朋	沖縄県南部林業事務所長	〃
〃	前 堂 格	沖縄県北部農林水産振興センター 森林整備保全課長	〃
〃	與 那 嶺 正 人	沖縄県環境再生課長	〃
監事	生 沢 均	(公社) 沖縄県緑化推進委員会常務理事	〃
〃	豊 川 善 隆	(一社) 沖縄県木材協会専務理事	〃
事務局長	川 満 恵	沖縄県森林資源研究センター所長	〃

名誉会長及び顧問

役職名	氏名	所属・職名	備考
名誉会長	芝 正 己	琉球大学農学部名誉教授	
顧問	金 城 一 彦	琉球大学農学部名誉教授	
〃	平 良 喜 一	(公社) 沖縄県緑化推進委員会理事長	
〃	長 間 孝	(公社) 沖縄県緑化推進委員会理事	

※太字は今年度新たに就任

亜熱帯森林・林業研究会会誌 論文査読についての申し合わせ(案)

1. 査読の趣旨

亜熱帯森林・林業研究会会誌（以下、本誌）は、設立趣意書および会則第 2 条に示された会の設置目的を実現し、研究機関、行政、民間等が有する亜熱帯森林・林業に関する知見についての情報の交換や発表の場として位置付けられます。本誌への投稿論文に対しては、研究会設立趣旨に賛同した会員同士の相互の研鑽を目的として、研究成果を適切な形で公表するための査読を行います。

2. 査読の基本方針

1) 査読とは、学術雑誌において、研究者同士が互いを尊重しつつ、論文の学問的な正確性を評価検証し合う制度です。本誌では、前条の目的に則して、投稿論文が、亜熱帯森林・林業に関する調査・研究の学術的発展および産業としての技術や行政施策等の実践の発展に資するものとなるよう、「7. 査読基準」に示された観点で査読を行い、論文の意義を評価します。

2) 研究機関、行政、民間等の亜熱帯森林・林業に関わる人々のネットワークに基づく意見交換や技術情報の共有を支援し会員同士を尊重し合う立場から、本誌における査読は批判的ではなく建設的であることを目指します。課題を指摘する場合にはできる限り代替案を示し、論文がより論理的で明晰なものとなることを目指します。

3) 査読においては、客観性・公平性を旨とし、論文の内容が査読者自身の研究成果や意見と一致しないなどの理由によって結果が左右されることがないように注意します。

3. 編集委員長の役割

編集委員長は、査読員（1 名）と編集委員（1 名）を選任し、査読を依頼し、進行を管理し、両者から提出された査読結果報告書を検討して、投稿原稿の受理の総合判断を下します。その上で受理・不受理の理由書を作成し事務局に報告します。

4. 査読員の役割

編集委員長から指名された査読員は、本誌査読の基本方針を踏まえて、投稿された原稿を可能な限り掲載するという姿勢をもって査読を行います。査読員は、投稿原稿の受領後 2 週間を目処に、編集委員長に査読結果報告書を提出します。査読に当たっては、投稿原稿の本文や別紙に改善項目を具体的に記載して、執筆者の論文改善に寄与するよう努めます。

5. 編集委員の役割

編集委員長から指名された編集委員は、査読員から提出された査読結果を踏まえて、本誌に投稿原稿を掲載するという基本姿勢をもって査読を行います。編集委員は査読員の査読結果報告書の受領後 1 週間を目処に査読を完了し、編集委員長に査読結果報告書を提出します。査読に当たっては、査読員の指摘事項等の妥当性を検証した上で、投稿原稿の本文や別紙に改善項目を具体的に記載して、執筆者の論文改善に寄与するよう努めます。

6. 査読の流れ

1) **受付** 執筆者から投稿された原稿は事務局が受け付け、体裁等が執筆要領に合致しているかを確認のうえ編集委員長に渡します。投稿原稿の体裁が執筆要領に合致していない場合、事務局は執筆者に修正を依頼します。

2) **査読員による査読** 編集委員長は査読員 1 名を選んで査読を依頼し、査読員から査読結果報告書などを受け取ります。

3) **編集委員による査読** 編集委員長は、編集委員 1 名を選んで査読を依頼し、投稿原稿と査読員による査読結果を渡し、編集委員から査読結果報告書などを受け取ります。

4) **査読結果の確定** 編集委員長は、査読員と編集委員の査読結果報告書に基づいて本誌への掲載の可否を判断し、受理理由書とともに事務局に原稿を提出します。事務局は速やかに査読結果を投稿者に通知します。

5) **原稿の修正** 投稿者は、本紙への掲載が許可された場合、受理理由書をふまえて所要の修正を加えることができます。事務局に提出された修正稿は、9.1)および 2)に定める査読結果の類別に応じて、再査読または編集委員による確認を受けます。

6) **最終原稿の提出** 事務局は、執筆者から最終原稿の提出を受けたら、すみやかに出版事務に移行します。

7. 査読基準

投稿原稿は、会の設置目的および本誌の刊行目的をふまえて、分野（亜熱帯森林・林業に関連した内容であること）、体裁（形式や記述方法が投稿規定に準拠しており、かつ文章が平易で誤りのないこと）、論理性（論旨の展開が明快で、記述も簡潔明瞭であること）、新規性（内容に新たな知見が盛り込まれていること）、信頼性（結論などを信頼するに足る根拠が示されていること）、有効性（内容が亜熱帯森林・林業の発展に役立つものであること）、及び普遍性（得られた結論が、時や場所を越えて適用可能であること）の 7 点に照らして審査します。

8. 不正行為の禁止

投稿原稿において、データや本文の捏造（ねつぞう）、改竄（かいざん）、盗用（とうよ

う)・剽窃(ひょうせつ)は絶対に許されないことです。投稿原稿の査読においては、会員すべての善意に依拠した査読を貫きつつ、上記の不正が明らかに疑われる場合には厳正に対処します。

9. 査読結果の報告と投稿者による修正

1) 投稿原稿は上記の基準に照らして審査された結果、次のいずれかに判定されます。

- (1) そのままで掲載
- (2) そのままでは掲載できないが指摘事項に対する簡単な修正で掲載条件を満たせる。
- (3) 内容または形式に大きな問題点があり、大幅な修正を要する。
- (4) 掲載不可

2) (2) および(3)と判定された原稿の投稿者には掲載の条件を具体的に示します。審査者の指摘に従って適切な修正が行われれば掲載可とします。著者が審査者の指摘に対して異論がある場合、その論拠を著者回答書として明示して再審査を求めることができます。適切な修正や改善、正当性の主張などが行われない場合、次回の審査で掲載不可と判定されることがあります。なお、修正原稿および回答書の提出は指定された期限内に行うこととし、正当な理由なく提出期限を過ぎた場合は自動的に取り下げられたものとして処理します。(1) 又は(4)と判定された原稿の執筆者にはその理由を明示し、審査を終了します。

(令和5年8月25日制定・施行)

亜熱帯森林・林業研究会会誌執筆要領

- 1 投稿者は、原則として本会会員に限る。筆頭者以外の共同著者には非会員を含むことができる。
- 2 原稿の種類は、〔論文〕、〔情報〕、〔事例紹介〕など、亜熱帯地域の森林・林業に関するあらゆる分野の投稿を受け付ける。
- 3 論文は、2名の査読者による審査を行う。その他の原稿について編集担当者は著者に対して原稿の字句の加除、修正を促すことができる。
- 4 原稿はパソコンによるワードプロセッサ(ワード、一太郎)を使用して作成し、PDFで送付する。
- 5 原稿は図表を含め、刷上がりで8ページ以内とする。
- 6 報文原稿の記述は次の順序にする。
 - 1) 表題、2) 著者名、3) 所属名、4) 要約、5) キーワード、6) 本文、7) 引用・参考文献原稿には必ず英文の表題、ローマ字書きの氏名・所属をつける。
- 7 原稿は現代かなづかい、常用漢字を用いた口語体の横書きとする。
- 8 原稿の提出に際しては、PDFで保存したファイルをCDもしくは電子メールの添付ファイルで事務局あてに送付する。使用後のCDは返却しない。
- 9 投稿カードを作成する。投稿カードには著者名、表題、ファイル名などを明記する。
- 10 投稿原稿作成の要領は、次の通りとする。
 - 1) 横40字(1段の字数)、縦40行(1段の行数)とし、余白は左端30mm、右端25mm、上端25mm、下端25mmとする。
 - 2) 使用する活字は題以外は10.5ポイントとし、表題は14ポイント太字、副題がある場合は12ポイントとする。
 - 3) 漢字・仮名・カッコ・句読点は全角とし、数字・小数点・アルファベットは半角とする。
 - 4) 要約は、和文は400字以内、英文の場合は200ワード以内とし、それぞれキーワードを5語以内とする。キーワードは、あいうえお順とする。
 - 5) 本文の大見出しは、はじめに、材料と方法などを原稿例のように記入し、前項との間を1行空ける。中見出しは1., 2.のように算用数字で表す。
 - 6) 図は原則として白紙に黒色で明瞭に印字できるものとする。図をカラーで印刷したい場合は事務局に問い合わせる。図表は本文中に埋め込む。
 - 7) 表はできるだけ簡単にして、図と内容が重複しないようにする。表組について縦線は省き、横線は最小限にとどめる。空欄の多い表は避け、注を使う等の方法をとる。
 - 8) 本文中での文献の引用は、該当人名と年(以下の例)とする。
例・・・が報告(依田, 1971)され、・・・と考えられ(黒岩, 1990; 中村, 1992), ... が報告されている(Nishioka *et al.*, 1978)。 (3名以上は「ほか」, 「*et al.*」を用いる)
- 11 生物名、外来語はカタカナで書き、学名の属名と種名はイタリック体とする。句読点および数字は半画とする。
- 12 単位は原則として国際単位系SIを使用し、単位の略記は次の例による。
温度: °C 重さ: t, kg, g, mg, µg 長さ: km, m, cm, mm, µm
面積: km², m², cm², a, ha 容積: l, ml, cc, µl
濃度: mol, µmol, N, %, ppm, ppb 水素イオン濃度: pH
- 13 引用文献の配列は著者名のABC順とし、各文献の記載は著者名、刊行年、雑誌名、巻(号)、頁の順とする。次に例をあげる。
著者名 (1989) 日林誌 71: 223-231.
著者名 (1962) 森林植物生態学, 236pp, 朝倉書店, 東京.
Maekawa, J. (1999) J. For. Res. 4: 102-107.
- 14 初校の確認は原則として著者が行う。
- 15 原稿の送付先は、905-0012 沖縄県名護市名護 4605-5 沖縄県森林資源研究センター 亜熱帯森林・林業研究会事務局 (メールアドレス: xx049420@pref.okinawa.lg.jp) とする。

附則 この要領は、2016年8月26日から施行する。

別紙 3

亜熱帯森林・林業研究会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は亜熱帯森林・林業研究会と称する。

(目的)

第2条 本会は、沖縄を中心とする亜熱帯森林・林業に関する技術研究及び行政で実施する施策等について、広く情報の交換や発表の場を設けること等によって、更なる研究の振興と地域及び国際貢献のできる人材の育成を推進するとともに、組織的な活動を通じて東南アジアを始め、亜熱帯・島嶼地域への情報の発信及び交換を行い、相互の発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局を沖縄県農林水産部森林資源研究センター内に置く。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究発表会の開催
2. 会誌の発行
3. 講演会の開催
4. その他必要な事項

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会は次の会員を以て組織する。

正会員：亜熱帯森林・林業に関心を持つもので、本会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得た者

準会員：亜熱帯森林・林業に関係のある大学・短大等に在籍する学生（大学院生等を含む）及び高等学校等の生徒で、本会の趣旨に賛同する者

2 会員は、各々1個の議決権を有する。

(入会)

第6条 本会に入会を希望するものは、入会申し込みと共に1年分の会費を前納する。

退会しようとする者は、その旨を本会に届け出なければならない。また、一定期間以上の会費の未納付があった場合は、役員会の決議により退会とみなすことができる。

(経費)

第7条 本会の経費は会費、寄附金、その他の収入を以て充てる。

(会費)

第8条 会員は所定の期日までに、会費を納めなければならない。

正会員の会費は年間 2,000 円とする。

準会員の会費は年間 500 円とする。

(会計年度)

第 9 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 3 章 役員等

(役員)

第 10 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
事務局長	1 名
編集委員長	1 名
委員	10 名以内程度
監事	2 名

(役員 の 職 掌)

第 11 条 会長は会務を総括し本会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 事務局長は、会長の指示を受け会務を処理する。

4 編集委員長は、会誌の編集にあたる。

5 4 委員は役員会を構成し、会誌編集・庶務・会計等必要な会務を審議するとともに、その実施にあたる。

6 5 監事は会計監査を行う。

(役員 の 任 期)

第 12 条 役員 の 任 期 は 2 年 と す る 。 但 し 、 再 選 を 妨 げ な い 。

また、任期満了後であっても後任者の選任があるまではその職務を代行する。

(名譽会長)

第 13 条 本会に名譽会長を置くことができる。

2 名譽会長は、本会会長経験者の中から会長が委嘱する。

3 名譽会長は、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 任期については、前条の規定を準用する。

(顧問)

第 14 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会役員経験者の中から会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 任期については、前条の規定を準用する。

第 4 章 総会

(総会の開催等)

第15条 総会は本会の最高議決機関とする。定期総会は年に1回開催する。
会長が必要と認めるときは臨時総会を開催することができる。

(総会の決議事項)

第16条 総会は次のことを決議する。

1. 決算報告
2. 次年度予算
3. 事業計画
4. 役員選出
5. 規約改廃
6. その他提出された事項

(総会の議決)

第17条 議事は出席会員の過半数を以て決し、賛否同数のときは会長がこれを決する。

第5章 役員会及び研究部会

(役員会)

第18条 役員会は、業務企画の推進及び組織の円滑な運営を図るため設置するものとし、会長、副会長、委員を以て組織し、必要に応じて会長がこれを招集する。

(研究部会)

第19条 本会は、役員会の議決を経て、研究部会を置くことができる。

附則 この会則は、平成15年3月26日から施行する。

附則 この会則は、平成17年8月26日から施行する。

附則 この会則は、平成18年9月1日から施行する。

附則 この会則は、平成20年9月5日から施行する。

附則 この会則は、平成23年8月26日から施行する。

附則 この会則は、平成24年8月31日から施行する。

附則 この会則は、平成30年8月31日から施行する。

会則改正の沿革

平成15年3月26日 制定

平成17年8月26日 事務局を「沖縄県農林水産部林務課」から「沖縄県企画部林業試験場」に変更

平成18年9月1日 事務局名称を「沖縄県企画部林業試験場」から「沖縄県企画部森林資源研究センターに」に変更

平成20年9月5日 名誉会長の条項の追加

平成23年8月26日 顧問の条項の追加

平成24年8月31日 事務局名称を「沖縄県企画部森林資源研究センター」

から「沖縄県農林水産部森林資源研究センター」に変更
平成30年8月31日 会員の種別の条項を変更
令和5年8月25日 役員及び役員の職掌の条項に編集委員長を追記